

病気（がん等）になっても仕事を続けられる職場環境をつくしましょう

仕事をしながら治療ができる社会を目指して
「治療と仕事の両立支援」に取り組みましょう！



今！治療と仕事の両立支援が求められています



労働者

- 定期健康診断においては、2人に1人は何らかの所見があります。
- 「不治の病」とされていた疾病であっても、近年の診断技術や治療方法により、「長く付き合う病気」に変化しています！
- 今、元気に働いていても、何時、病気に罹るかもしれません！
- 人手不足の状況の中、両立支援は、人材確保につながります。



事業者

両立支援の対象は？

- がん、脳卒中、心疾患、糖尿病、肝炎、その他難病など、反復・継続して治療が必要となる疾病が対象です。



医療機関



主治医
(意見書作成)



医療ソーシャル
ワーカー

治療情報を共有し、継続的に支援

働く人(患者)・家族



企業



人事労務担当
(両立支援プラン作成)



産業医

産業保健スタッフ



広島県地域両立支援推進チーム



治療と仕事の両立について相談できます！

～ 広島県地域両立支援推進チーム、治療と仕事の両立支援に関する相談先の御案内 ～

体調が悪いので診察を受けたら、「がん」と診断され、今後の治療のことで気がめいている。
治療を受けながら、仕事も続けたい。どこに相談すればよいのだろうか・・・。



最近では、がん等の病気になっても、事業場において治療に対する配慮や適切な措置により、治療をしながら働くことができます。
治療と仕事の両立について相談できる所を紹介します。



病気と仕事のことで、一人で悩みを抱えていませんか？

- がんと診断されたけど、仕事を続けたい
- 病気のことを会社にうまく伝えられない
- 治療と仕事を両立できるか不安
- 今後の働き方について誰に相談したらいいのかわからない
- 職場の理解・協力が得られない
- 治療に合わせた短時間勤務や、休暇の取得が難しい

労働者のメリット

- 治療に関する配慮が行われることによる病気の増悪の防止
- 治療を受けながら仕事の継続
- 安心感やモチベーションの向上
- 収入を得ること
- 働くことによる社会への貢献

治療と仕事の両立のための手順（例）

STEP1

あなたから主治医へ



主治医に対してあなたの「仕事の内容」を伝えます。（産業保健総合支援センターでは様式を用意しています。）

STEP2

主治医からあなたへ



仕事の内容（書面）をもとに、あなたの望ましい働き方について、主治医に「意見書」を書いてもらいます。（産業保健総合支援センターでは様式を用意しています。）

STEP3

あなたから会社へ



主治医の「意見書」を会社に提出します。

STEP4

会社による措置



会社では、主治医の「意見書」などをもとに、就業の可否、働く上での治療に対する配慮などについて検討し、就業可能な場合は「両立支援プラン」を作成します。

治療と仕事の
両立支援



治療と職業生活の両立 厚生労働省

検索

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000115267.html>

事業者の皆様へ



労働者から、がん等の病気になってしまったので、今後の治療のこともあり、仕事を続けるのに悲観的な相談を受けた。会社としては、是非とも、仕事を続けてもらいたい人材であるので、無理なく働き続けてもらうためには、どんな方策をしていけば良いのだろうか・・・。



最近では、がん等の病気になっても、事業場において治療に対する配慮や適切な措置により、労働者が治療と両立して働き続けることができます。治療と仕事が両立できるように、事業場での取組方法等の相談先を紹介します。

両立支援することは、労働者のみならず事業者にもメリットがあります

事業者のメリット

- 労働者の「健康確保」の推進
- 継続的な人材の確保
- 労働者のモチベーションの向上による人材の定着・生産性の向上
- 「健康経営」の実現
- 多様な人材の活用による組織や事業の活性化

治療と職業生活の両立で悩んだら・・・

広島産業保健総合支援センターの
「両立支援促進員」までご相談下さい
(無料です。)

両立支援促進員とは？・・・

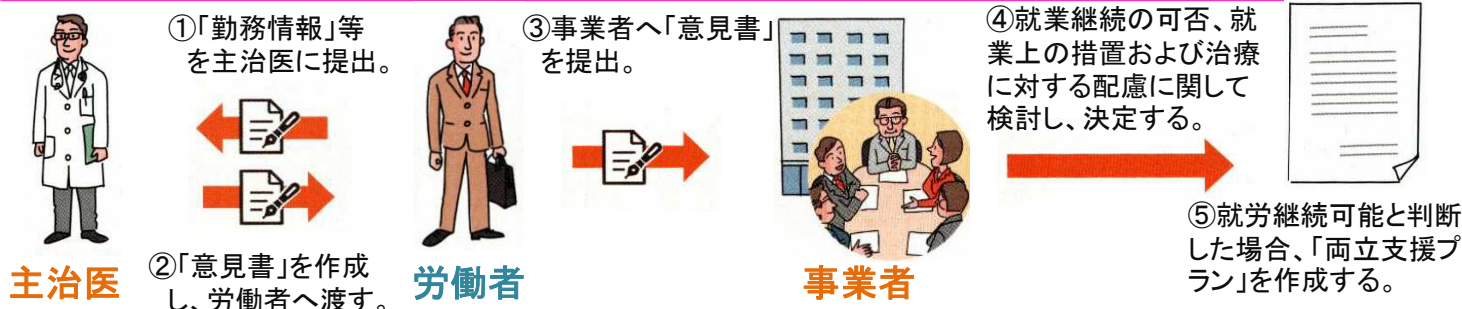
保健師、社会保険労務士、医療ソーシャルワーカーなどの両立支援の知識を有した専門家です。医療機関(主治医など)と連携して、あなたと会社(事業者、人事労務担当者)の間の調整支援をします。



安心して働き続けられる職場づくりには、環境整備が大切です

- ①事業者による基本方針の表明と労働者への周知
- ②がんなどの病気や、両立支援に関する知識の普及・啓発のための教育
- ③治療への配慮などが円滑に進むような職場風土の醸成
- ④安心して相談・申出を行える相談窓口の明確化
- ⑤柔軟な勤務を可能とする休暇・勤務制度の検討・導入 など

治療と仕事の両立のための手順（例）



ご相談は！

独立行政法人 労働者健康安全機構
広島産業保健総合支援センター
TEL 082-224-1361

治療と職業生活の両立 厚生労働省

検索

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000115267.html>

中小規模を含む事業主の皆様の相談窓口

独立行政法人 労働者健康安全機構
広島産業保健総合支援センター
TEL 082-224-1361

お近くの地域産業保健センター

- 広島地域産業保健センター 082-503-3737
- 呉地域産業保健センター 0823-22-2326
- 福山地域産業保健センター 084-926-9601
- 三原地域産業保健センター 0848-62-0467
- 尾道地域産業保健センター 0848-23-2277
- 三次地域産業保健センター 082-224-1361
- 広島北地域産業保健センター 082-873-7960
- 府中地域産業保健センター 0847-45-0313
- 佐伯地域産業保健センター 0829-20-0032

両立支援のガイドラインの相談窓口

広島労働局
労働基準部 健康安全課
TEL 082-221-9243

治療と仕事の
両立支援



お近くの労働基準監督署

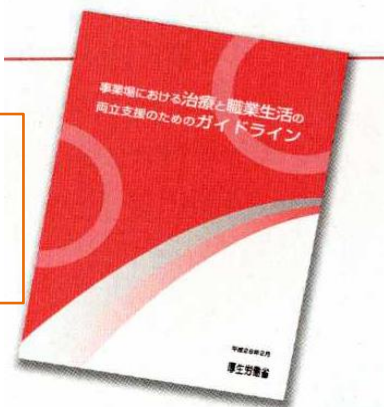
- 広島中央労働基準監督署 082-221-2459
- 呉労働基準監督署 0823-22-0005
- 福山労働基準監督署 084-923-0005
- 三原労働基準監督署 0848-63-3939
- 尾道労働基準監督署 0848-22-4158
- 三次労働基準監督署 0824-62-2104
- 広島北労働基準監督署 082-812-2115
- 廿日市労働基準監督署 0829-32-1155

「両立支援のガイドライン」のご紹介

厚生労働省では、事業者、人事労務担当者、産業保健スタッフを対象に、「事業場における治療と職業生活の両立支援のためのガイドライン」を作成しました。
がんなどの病気を治療しながら働きたい労働者に対して、職場はどのような対応をしたらよいか、環境整備や進め方、様式例集等、両立支援に向けて取り組むべき内容を丁寧に紹介する一冊です。

＼ホームページからガイドラインをダウンロードできます／

厚生労働省ホームページ <http://www.mhlw.go.jp/>
(ページ内索引をご利用ください)



「広島県地域両立支援推進チーム」を設置しました！

推進チームメンバー

- 中国労災病院 <http://www.chugokuh.johas.go.jp/>
治療就労両立支援センター <http://www.chugokuh.johas.go.jp/center/>
- 日本キャリア開発協会 <https://www.j-cda.jp/hatarakikata/>
- 日本産業カウンセラー協会 中国支部 <http://chugoku-c.com/>
- 広島県医師会 <http://www.hiroshima.med.or.jp/>
- 広島県医療ソーシャルワーカー協会 <http://hiroshima-msw.sakura.ne.jp/>
- 広島県経営者協会 <http://www.dear.ne.jp/~keikyoh/>
- 広島県健康福祉局 <https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/6.html>
- 広島県社会保険労務士会 <http://www.hiroshima-sr.or.jp/>
- 広島県労働基準協会 <http://www.hirokenk.or.jp/>
- 広島産業保健総合支援センター <http://www.hiroshimas.johas.go.jp/>
- 広島大学病院 <https://www.hiroshima-u.ac.jp/hosp>
- 連合広島 <http://www.rengo-hiroshima.jp/>
- 広島労働局 職業安定部／雇用環境・均等室／労働基準部
<http://hiroshima-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/>

※各機関の詳細はホームページをご覧ください、事務局へお問い合わせください。

「広島県地域両立支援推進チーム」事務局
広島労働局 労働基準部 健康安全課

お問い合わせは
Tel(082) 221-9243

広島県地域両立支援推進チーム